

令和3年第1回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

令和3年2月15日

閉会

湖北環境衛生組合議会

令和3年第1回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

令和3年2月15日（月曜日）午後2時54分開会

議事日程

令和3年2月15日（月曜日）午後2時54分開会

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 議案第1号
日程第4 一般質問
日程第5 議案質疑・討論・採決
日程第6 請願第1
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 議案第1号
日程第4 一般質問
日程第5 議案質疑・討論・採決
日程第6 請願第1
-

出席議員 15名

1番	鈴木康仁君	9番	小倉博君
2番	大和田寛樹君	10番	宮嶋謙君
3番	村上泰道君	11番	櫻井繁行君
4番	関口忠男君	12番	長島幸男君
5番	徳増千尋君	13番	笹目雄一君
6番	高野要君	14番	市村文男君
7番	鈴木行雄君	16番	今野貴子君
8番	櫻井健一君		

欠席議員 1名

15番 島岡宏明君

法121条により出席した者

管理者	谷島洋司君	会計管理者	島田美智男君
副管理者	島田穰一君	事務局長心得	高橋加通君
副管理者	坪井透君	所長	三橋信一君
副管理者	安藤真理子君		

職務のため出席した者

係 長 古 渡 正 好 君 | 主 幹 金 子 桂 子 君

令和3年2月15日（月曜日）

午後2時54分開会

○議長（関口忠男君） 会議を開催するにあたり、議場内の皆さまにお伝えいたします。

今般の新型コロナウイルス感染防止のため、議員及び執行部の発言を含み、議場内でのマスクの着用を許可いたします。

なお、傍聴席につきましては、飛沫感染や三密防止のため、座席の間を空ける必要から、本日は6席に減らしましたことをご了解願います。マスク着用やせきエチケットについてもご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和2年11月分までの例月出納検査報告書が提出されておりますので、ご報告申し上げます。なお、報告書は事務局に保管してありますので、ご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	谷 島 君	会 計 管 理 者	島 田 君
副 管 理 者	島 田 君	事 務 局 長 心 得	高 橋 君
副 管 理 者	坪 井 君	所 長	三 橋 君
副 管 理 者	安 藤 君		

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 会期の決定

○議長（関口忠男君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（関口忠男君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

5番 徳 増 千 尋 君 6番 高 野 要 君

の両名を指名いたします。

日程第3 議案第1号

○議長（関口忠男君） 次に、日程第3、議案第1号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計予算についてを議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者、谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 令和3年第1回湖北環境衛生組合議会定例会の開会にあたりまして、議案の説明に先立ち、令和3年度の組合運営に関する所信の一端を申し述べさせていただきます。

現下の国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、依然として厳しい状況にあり、未だ終息がみえない中、今般、新型コロナウイルス感染症に対する特別措置法や感染症法の改正案について、早期の成立を図る考えが示されました。

各構成市においては、新型コロナウイルス感染症による影響により個人・法人等の市税の減少が余儀なくされるなど、財源不足が今まで以上に増大することが懸念されるほか、国・県の指針等による新型コロナウイルス感染症対策を始め様々な課題への対応が求められているところでございます。

さて、令和3年度の組合予算の編成に当たりましては、財源の9割を構成市からの負担金で賄われている中、そういった構成市の厳しい財政状況を鑑み、歳出全般にわたり、経費の縮小・削減はもとより、先例を踏襲することなく事務事業の必要性・目的効果やこれまでの実績や今後の動向を見据えつつ、時流に沿った仕様書等の見直しを図りました。

最後になりましたが、議会、議員各位の皆様のご理解、ご協力の下、安全で適正な施設運営ができますことを改めて感謝申し上げ、今後も皆様に信頼される組合運営を目指して参ります。

それでは提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第1号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計予算について。

本件は、予算の総額を、438,725,000円といたすものでございます。

前年度より17,995,000円(4.3%)の増でございます。

歳入歳出の款別内訳として、最初に、歳入の内訳につきましてご説明申し上げます。

分担金及び負担金406,833,000円・前年度比2,975,000円(0.7%)の増、使用料及び手数料6,864,000円・前年度比25,000円(0.4%)の増、繰越金25,000,000万円・前年度比15,000,000(150.0%)の増、諸収入28,000円・前年度比5,000円(15.2%)の減でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。議会費1,464,000円・前年度比149,000円(9.2%)の減、総務費31,653,000円・前年度比1,963,000円(6.6%)の増、衛生費404,303,000円・前年度比16,180,000円(4.2%)の増、公債費5,000円・前年度比1,000(25.0%)の増、予備費1,300,000円・前年度と同額といたしました。

なお、一時借入金につきましては、借入れの最高額を昨年度と同額の20,000,000円といたしました。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に記載のとおりでございます。

以上が、提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（関口忠男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第4 一般質問

○議長（関口忠男君） 次に、日程第4、一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

〔「一般質問先」と呼ぶ者あり〕

初めに、1番、鈴木康仁君。

○1番（鈴木康仁君） 1番、鈴木康仁です。それでは通告に従いまして、1項目質問させていただきます。

質問事項、職員の庁内における録音行為について。個人の機器、スマホ等でですね、相手の了解を得ず録音は可能かについてお伺いいたします。今、色々な企業や業界では、お客様からかかってきた電話等の内容を録音するということが行われています。それは、その企業等のお客様対応の品質向上に役立てており、お客様の要望内容を確実に把握するために行われている措置だと考えております。私たち石岡市でもですね、去年の9月、第3回定例会において議員から法令遵守の推進に関する条例が提出され、可決されました。その中でも、執行機関等には要望を受けるにあたり、当該要望等の内容を把握するため録音及び録画をすることができる条例が規定されております。これらの録音及び録画という行為は、その内容を確認し簡潔に記録し、その、つまり公務の一環ではあるわけですが、当組合にはただ今申し上げた条例はありませんけれども、そのような中でお客様、また私たち議員とのですね、要望等を受ける場合、録音及び録画という行為を行うことがあるのかどうか伺います。

次に、その録音したものに対して、録音の改ざん編集ができるかについてお伺いします。

石岡市の条例を再三引き合いに出すのは恐縮ですが、先ほど申し上げた石岡市の法令遵守の推進に関する条例では、録音や録画については特に定めるものはありませんけれども、それに基づく記録の作成に関しては、不実又は偽りの記載はしてはならないという規定もされています。記録に偽りの記載をしてはならないという以上、その元となる録音等についてもですね、編集したり改ざんしたりすることはありえない。当組合はどうかを見解をお伺いいたします。

○議長（関口忠男君） 事務局長心得，高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） 職員の施設内における録音行為についてお答えいたします。

当組合では、数年前より面談時の基本3項目の1つとして、レコーダーを用いて詳細記録することといたしております。相手の承諾につきましては、可能な限り承諾を得るべきではあると考えますが、録音機器の種類までは限定されてございません。

また、これは一般論でございますが、編集ソフト等を利用すれば録音の編集は可能とされております。

以上でございます。

〔「管理者も」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 管理者，谷島君。

○管理者（谷島洋司君） ご答弁申し上げます。

ただいま事務局長心得がご答弁しましたとおりの内容でございます。

○議長（関口忠男君） 1番，鈴木康仁君。

○1番（鈴木康仁君） 今、事務局長心得の方からレコーダーに関して録音するツールの前提はないということだったんですけれども、これ個人のスマホ等でも可能なのか。

また、先ほど編集ソフトを使うということが出てきてますが、具体的に今までレコーダー以外、個人のスマホ等で録音したことがあるのかないのか。また、その編集ソフト等を使って編集したことがあるのかないのか、今までの実例をお願いしたいと思います。

そして、過去に了解を得て録音した場合、了解を得ないで録音した場合、これどのぐらいの比率で行われてきたのか教えていただきたいと思います。

○議長（関口忠男君） 事務局長心得，高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） お答えいたします。

録音機器の種類までは限定されていないのが現状でございます。また、録音の方法等につきましては、職務には直接関係がございませんのでお答えの方は差し控えさせていただきます。

〔「個人のを使っているかどうかを聞きたいんだよね」と呼ぶ者あり〕

〔「個人のスマホだろうよ」と呼ぶ者あり〕

〔「個人の機器でやっているかどうかを聞きたいんです。今そういう質問をしたはず

なんですよ」と呼ぶ者あり

○議長（関口忠男君） スマホだよ。いいですか、続けて。

○事務局長心得（高橋加通君） 繰り返しになります、申し訳ございません。

録音機器の種類までは事務局としましては特に限定はしてございませんので、録音のできる機器等であればそれを使わせていただいているというところでございます。

〔「個人かどうかを聞いているわけだよ。機器は分かる、レコーダーっていうのはさっきの1回目で聞いてるんだよ。個人の機器なのか、ここのね、湖北環境衛生組合の持ってる備品の機器なのかを知りたいわけ。そういう意図で聞いているはずですよ。2回目の質問で」と呼ぶ者あり〕

〔「休憩だ」と呼ぶ者あり〕

〔「簡単だよ」と呼ぶ者あり〕

〔「正直に答えて」と呼ぶ者あり〕

○事務局長心得（高橋加通君） 繰り返しになります、申し訳ございません。

録音機器の種類まで、個人のもの公用のものとは限定してございませんので、公用のものであったり、もちろん。

〔「個人はダメなんだよ」と呼ぶ者あり〕

○事務局長心得（高橋加通君） 個人のものであったりというところは出てくると思います。

以上でございます。

〔「家へ持って帰るんだかね」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 次の質疑者に移ります。6番、高野要君。

○6番（高野要君） なかなかね、こう聞いてても質問がかみ合わないんでね。こう自分もね、一生懸命答弁してるんだからいいでしょうよね。そういうときはね、管理者、あなたが答えるんですよ。あなたね、知らないふりしてないで。あなた全部知ってるんでしょう、分かるんですから、あんたが答えるべきなんです。その辺のことねきちっとしてください。

私はですね、本当に質問していいかどうか悩みました。しかしながら、個人の人権、そういったことが今、同僚の質問でもありましたけど、そのスマホでね録っていいのかとか、それを家へ持ってってどうなんだとか。まあ石岡市役所においては、パソコン等々は自宅への持ち帰りは禁じられております。個人情報ですから。そういったことがしっかりしていない中でね、この質問はどうかと思いますが、私は管理者、辞めた方も、あとは議長の権限ですね。これは議長答弁できるかどうか分かりませんが。議長とその時にですね、管理者2名がいたということなのでね、質問をさせていただきました。組合運営において、石岡市長が務めておられる管理者又はそれを補佐する副管理者、そして我々組合議会の議長が果たすべき役割というのは当然大きなものがございます。しかしながら、これもまた当然の話ではございますが、管理者副管理者の役割がいくら大きくても、何でもできるというわけではない。ここ

なんですね。何でもできるわけではないんです。皆さん偉くて立派な人です。しかしながら、市民から選ばれた奉仕者ですから皆さんが勝手にできるということはない。

そんな中で私が仄聞するところでは、過日起こった議員と職員とのトラブル、まあどういふことか分からないのでトラブルというふうに話しております。このことに関してですね、管理者、副管理者がそのトラブルに関連した議員と職員を某場所にまあ呼んだのか来たのか分かりませんが、まあ呼んだんでしょ、議員に謝罪を求めたとの話を伺いました。管理者2名でございます。また議長においても、このトラブルに関して調査を行ったとの話を聞いております。ご承知のとおり、我々議員はもちろんのこと議長にも、前回ですか、質問してございますが、調査権などは持ち合わせてはございません。それを行うとすれば百条委員会等々、議会中、私たち議会が決定して行うべき事項でございます。

そこで、先の議員と職員とのトラブルに関してですね、先ほど私が申し上げたような管理者、副管理者の行為というのは本当にあったのか。なければいけないんです。あったのであれば、それはどのような法律ですね、地方自治法もあるでしょう。いろんな法律があると思いますが、基づいて行われたのか。私は一般の、司法は別でございますが謝罪を求める、今、森会長もですね女性に対しての自分では失言と言っておりますが、差別的発言ですか、そういったことで今、世界中で問題になっております。私は、人が誰も人権を持っております。そういった中でそのような行為、それは絶対にしてはいけない。それで人に謝罪をさせる、謝罪を求めるということが、それはどういうことか。裏を返してみますと、その人はそのことをやったということの裏付けであります。まあそういったことはこの組合議会の中で私はないと信じてますが、もしやということがあったとしたらですね、まあパワハラ以上の問題になってくるのかなと思っております。まあ私も聞いた話でありますのでね、強くは申し上げられませんが、あったのか。それで聞き取りを行ったのであれば、どのような法律上の権限に基づいて行われたことなのかをまず伺います。

あと同じくですね、議長の調査についてもそのような調査は本当に行われたのか。また、行ったのであれば執行部はですね、議長はどのような法律上の権限に基づいて行うことができたと考えるのかですね。その見解をお伺いしたいと思っております。人には人権がございます。その人権に立ち入ることはなかなか司法以外はできない。

そこで私はずっと考えてるんですけど、この組合は何でもできるのか。賛成だけ受ければ。私はそういうところに疑問を持っているんです。頭数、といったことは何やってもいいんだよ、そういう問題ではない。私はそれを責めているわけではないんです。皆さんがもしやったら、皆さんがやったことをやりたいんですよ。分かりますか。管理者こと呼んでやりたい、議員ことも呼んでやってみたい、職員のことも呼んでね話してみたい。そういったこと私したいんです。ですから、まあ質問ですけども、できるのかどうかね。自分たちのこともそうでありますけども、できればできるという答弁をお願いしたいんです。まず第1回目ね、

よろしく申し上げます。

○議長（関口忠男君） 事務局長心得，高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） 管理者及び議長の権限についてお答えいたします。

一般論における管理者の権限につきましては地方自治法第147条から第160条に規定されているとおり，組合を統括しこれを代表する権限，組合の事務を管理しこれを執行する権限及び職員を指揮監督する権限を持ってございます。

次に，一般論における議長の職務権限につきましては地方自治法第104条に規定されているとおり，議事整理権及び議会代表権があるとされてございます。

以上でございます。

〔私が述べているのはね，一般論じゃないんです。すいません〕と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 6番，高野要君。

○6番（高野要君） 一般論じゃないんですよ。そんで市長さんとかね，管理者に聞きたいんですよ，当事者にね。そうでしょ，これ一般論の質問じゃないですよ。人権問題です。私が何でこういう質問してるか分かりますか。この組合は何でもできる，頭数。今は違うかもしれませんがね。管理者さんに一緒になれば，それとは別です。そういう考えがね，私は間違っていると思うんです。別に個人を責めるわけではない。やっていい事と悪い事の分別くらいつけろと言っているんです。やってる方はいいけど，やられた方はたまったもんじゃない。分かりますか。

じゃあ1つの事例挙げてあげますか。一度謝ります，謝り方が悪い，子供に謝るように謝れ。そんで相手方を連れてきて，二度に渡ってやったんです。これはパワハラ以外何のものでもないでしょう。議長においてもそうですけど。議長とその他管理者がいたから管理者主導かもしれないかもしれませんが，4人でね調査。皆さんやらないと言うかもしれません。私その一緒に同席していた方にそれを遊びに行ったら聞かされて，それでUSBっていうんですか，それを私にくれたんです。私持ってます。だけど聞きません。誰にも聞かせません。当然のことなんです。それが社会なんです。それがねあたかもね，それを知り得て。まあ私の同僚から，知り合いから聞いたけど，そのテープをね皆で聞いたっていうんです，役所で。とんでもない話でございせんか。

ですからこの組合ね，きちっと地方自治法か何法か分かりませんが法律だけは守って下さいよ。弱いものはいじめっちゃうじゃない。少ない人はいじめっちゃうじゃない。管理者は管理者として誇りを持ってください。だから会議をやります，職員が来ました。契りがあるもの持って。明日の会議，その前の夕方です。何言うかと思ったら，文書だけは預かって下さい。ちゃんとやったというようなね，事実だけを作りたかったんです。こういう会議どこにあります。議会でも1週間あるでしょ。答弁できないでしょ，これ。事実ですよ。どこまでも話しますよ，2回で終わっちゃうんでしょ。

だから私が言っているのは、管理者さんもそうですけどそういうことはやめてもらいたい。トラブルとか事件とか、それは司法が片付けてくれます。我々が片付けることではない。その辺のところを理解できなければ、管理者などやる必要性がないと私は思います。私は人をかばっているわけでもない。法律でできないことをやるなど言っているんです。答弁聞いてもね、仕方ないでしょうから、これで結構です。二度とそういうことは差し控えてください。この議会は、本当に公正公平な正しいものにしてください。よろしく願いして、一般質問を終わりにします。

○議長（関口忠男君） 2項目目ってというのは質問しないのかな。終わりですか。

〔「ああ、そうかあったのか。ごめんごめん」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 2項目について質問してください。

〔「はい、申し訳ない」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 6番、高野要君。

○6番（高野要君） 和解についてをお伺いいたします。もう和解についてはですね、ここの草刈りを約束ここでいただきました。しかしながら、何が悪いのか言いがかりをつけられてもう5年になります。今裁判も進んでまして、裁判官に呼ばれて、もう和解しなさいということなそうです。まあどのように進んでるかまだ裁判中なのでね、答えることはできませんと思いますが、私が腑に落ちないのは以前違う方から裁判かけられて和解、その時は職員が寝ないで文書作ってね、和解に向けて努力していました。しかし、今回どうでしょう。全然進んでない。和解などする必要はない。

それと一番呆れたのはですね、前市長が和解しましょうということで文書書いてくれました。それを裁判所に提出したそうです。こんなのは紙切れだと言われた。前市長のちゃんとサインが入っているこんな紙切れだそうです。そういったことから考えても先ほどと同じです。全然真剣味がないんです。他人事なんです。ですからここで管理者、谷島管理者はしっかりしないといけないんですよ。ここはあんたの地元なんですから。あんたが他の管理者とまあまあなあなあじゃダメなんです。あなたは地元の人を守る使命があるんです。

谷島市長に伺います。今回の和解について、どのように考えていますか。

○議長（関口忠男君） 事務局長心得、高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） 請負代金請求事件の和解についてご答弁申し上げます。

柏山浄化プラント対策委員会委員長が原告となる請負代金請求事件につきましては、水戸地方裁判所土浦支部において現在も係争中でございます。詳細についてのご答弁は困難のため差し控えさせていただきますが、1日も早い和解となるよう努力して参ります。

以上でございます。

〔「いや、私はあなたに求めているんじゃないの。管理者に求めているの」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 管理者、谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 柏山浄化プラント対策委員会委員長との和解につきましては、先ほど事務局長心得が答弁したとおりでございますが、管理者といたしましても裁判所にご助力をいただきながら、早期和解に向けて進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 6番，高野要君。

○6番（高野要君） 2回目終わっちゃうんですけどね、大変一般論の上手な方でね、みんな一般論です。中身がない、からっぽです。恥ずかしいとは思いませんか。地域の方も来てるでしょう。そしたら地域の方にもね、心温まるね一言ぐらい、皆さんもう少しお待ちくださいとかね、そういった言葉も必要じゃないですか。前市長のことだから、あんた分かんないけど分かんないでいいんです。これ5年やってんですよ。副管理者が一番分かるでしょうけど。島田さん一番分かってるんですよ、これ15年も島田さんやってきてるんだもん。15年です。13年何事もなくやってきました。13年目にですね、言いがかりつけられて最終的に裁判です。そんでこないだ違う裁判終わりましたよね、これは地元の人じゃない。これは地域がですね、皆さん聞いてください、何にも悪い事ないのが分かってるんです。散々言いがかりをつけて地域に嫌がらせをして、執行部ですよ。それで今度、地域は何も悪いことは無かったんです。

今度の和解もそうです。先日見していただきましたけど、地元には何も悪い事ないんです。まだ時間あります。その中であったことは何ですか。覚書、勝手にここが作ったんです。建設の時に。その覚書をね、勝手にですね、契約解除です。そんで草刈りはやめなさい。だけど皆さんやってきましたよね。それで今回、裁判所で結局、和解しなさい。でも契約解除になるまでの2回分だけはもらえますよ。あと500万については諦めなさいということですね。草刈り代の500万ってどんだけあるか分かりますか。島田副管理者は行く度に言ってましたよね。やってもらった分は払うんだよ、払わなきゃダメなんだよ。その考えどこに反映されてるんですか。ただ半世紀です、ここ。もう50年なります。50年もここでね、皆協力してきたんです。元の粗末な施設から。しかしながら、施設が良くなると、この地域の方々に恩を仇で返したんです。それより私が許せないのはそれだけじゃない。地域の方が仲良くやってた、みんな3地区です。それをですね、地域振興助成金もそうですが、こういうことで5年間に渡ってこの地域をずたずたにしたんです。しっかりと反省していただきたいと思いますよ。裁判いいでしょ、あと何年やってても別に。ただ、だけど迷惑施設の在り方ありますよね。地域に対しては特段の配慮をするっていう。産業廃棄物法の中に。そんなことも何にも全部無視です。そんで騒ぎをどんどんどんどん大きくして。島田副管理者のそこへは町内の人も何回も何回も行きました。坪井副管理者のそこへも行きましたよね。行かなかつたんでしたっけ。けども、その返ってきた答えは仇ですよ。皆さんの考えなんか何にも汲んでないんです。

ですから和解が云々ということで質問してますけど、和解をするにしても何にしてもね、お互いが立ち行くように私はきちっとやっていただきたい。ここがあと1、2年で出て行くん

であればいい。しかしながら、あと何十年とここでこの施設がね稼働していくのであれば、管理者の皆さんも地域に対しての配慮、お金なんかどうでもいいんですよ。それと少しばかりのお金をぶら下げてね、欲しい人いない人、騒ぎを起こさせて、それでは和解にならないでしょ。和解っちゅうのは心なんです。だから誠意なんです。よくその辺のところね、私ももう71になっちゃいましてね、いつまで議員やってられるか分からないんですけど、この問題が解決するまではね、私は辞めないでここにしようかと思っておりますんで、まあ皆さんその辺のところね、ちゃんと意を汲んで、和解もそうですけどしっかりとですね、やっていただければと思います。局長の答弁で結構です。同様ですって言われたらそれで終わりですからね。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質問は終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結いたします。

日程第5 議案質疑

○議長（関口忠男君） 次に、日程第5、議案質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

初めに、1番、鈴木康仁君。

○1番（鈴木康仁君） 通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。令和3年度湖北環境衛生組合一般会計予算についてでございます。

1番、自治振興助成金の必要性について伺います。私は、今期から湖北環境衛生組合の議会に出席させていただくようになりました。昔の経緯については、よく分からない点多々多くあります。ただ先輩諸兄からお伺いするところ、湖北環境衛生組合、つまりこのクリーンセンターがこの場所に設置される時にですね、地元である東府中と行里川、東大橋各地区の皆さんに対して、いわゆる迷惑料のような性格の支出がなされているとのことが聞いております。その中で、平成30年度からは同じ東府中、行里川、東大橋の3地区に対し、自治振興助成金という補助金の交付制度が新たに創設されたわけです。もちろん条例を見れば、この制度の目的はいわゆる迷惑料ではありません。条例第1条には、し尿処理施設事業に対する住民の理解と認識を深め、生活環境に関わる地区自治の振興を図るためと書いてあります。ただし、伺うところでは、東府中地区からは約80人の皆様の署名がそのような助成金はいらないという意思表示された経緯もあるようです。そのような空気の中、組合はなぜ急にこの助成制度を創設したのかが大変不思議に思うわけです。この場合は令和3年度の予算に対する議案質疑ですので創設時のことは伺いませんが、この助成制度を令和3年度も引き続き実施していくとする理由は何なのか。昨年度からは石岡市においても、市内全ての地域コミュニティーを対象に補助制度が創設されております。そのような中でもなお、この制度を継続してい

こうというのはどのような考えに基づいているのか確認させていただきます。

次に、今年度の配分についてでございます。令和3年度は今までの60万から100万に増額までしてあるわけですが、この条例は3地区対象でありますので、どのようにその100万円をですね、配分していくのか。単純に3地区均等配分なのか。それと、違う場合にはどのような積算理由で按分したのかをお伺いしたいと思います。

③について、申請について説明をお願いします。この助成金については、30年度の制度創設時ですね、3地区対象ということだったんですが実際には説明がされておらず、特に行里川、東大橋地区には説明が無いので申請すら出ていない。そんな中で組合は令和3年度の執行にあたり、3地区対象ということなので3地区にしっかりとこの制度のですねことを説明したのかをどうかを伺います。

続きまして、4番の公平性の確保についてお伺いします。一般的には補助金の交付に際しては、交付対象の公平を扱うというのが行政としての当然の姿勢だと思います。仮に、交付対象の3地区のうち1地区だけから申請が上がってきた場合であれば、他の2地区に対しても今年度の申請は行わなくて良いのかという確認があって当然だと思うのですが、昨年ですね東大橋、行里川地区においては、全くそんな電話ないというふうに私伺っております。令和3年度に対しても、この公平性の確保についてはどのように考えているのかお伺いたします。

○議長（関口忠男君） 事務局長心得、高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） 議案第1号、令和3年度湖北環境衛生組合一般会計予算中、自治振興助成金の自治振興助成についてお答えいたします。

まず、自治振興助成金の必要性についてでございますが、自治振興助成金条例の目的に規定されているとおり、し尿処理事業に対する住民の理解と認識を深め、生活環境に係る地区自治の振興を図るため、必要であると考えております。

次に、令和3年度の配分及び申請についての説明についてでございますが、自治振興助成金の交付対象地区は東府中地区、行里川地区及び東大橋地区となるため3地区に制度の説明を行ない、周知を徹底し、各地区のご意見ご要望をお聞きしながら正副管理者会議の中で配分を決め、規則等を整備して参りたいと考えております。

次に、公平性の確保についてでございますが、こちらにつきましても交付対象地区への制度の周知を徹底することにより、公平性の確保に努めて参りたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 1番、鈴木康仁君。

○1番（鈴木康仁君） 今、事務局長からのご説明を聞いておりますと、令和3年度の配分についてもまだ決まっていない。公平性の確保、申請についての部分もですね、まだ3地区には説明していないというような私は解釈であります。

そこでちょっと疑問なんですけれども、60万円から令和3年度100万円、約倍近く増えてい

るわけですよ。それで過去の実績を見るとですね、30年度が申請が0件、令和元年度が0件、令和2年度が1件で東府中地区1ヶ所で、30何万だったかと記憶しておりますが。そのような中、なぜその60万円でまだ予算も余っているような、処分できなかったようなものをですね、令和3年度100万円まで増やしたのか、その根拠について。あと、先ほど事務局長が説明をする予定ですか、按分を決める予定ですかということでしたが、それが無い中なぜ100万になったのかと、それはじゃあいつするのかお伺いします。

○議長（関口忠男君） 事務局長心得、高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） 予算額100万円の根拠についてでございますが、令和元年度に1地区のみの申請に対しまして361,429円を交付いたしましたので、3地区からの申請を考えますと令和2年度の予算額60万円では不足するため、予算額を100万円に拡充いたしました。

以上でございます。

〔説明はいつになるの〕と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 説明の時期。

○事務局長心得（高橋加通君） 説明の時期に関しましては、予算が通り次第、なるべく早く周知の方させていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔「配分についても答えてない」と呼ぶ者あり〕

○事務局長心得（高橋加通君） 配分につきましては今後、自治振興助成金の交付対象地区であります東府中地区、行里川地区及び東大橋地区に制度の説明を行いまして、周知を徹底し、各地区のご意見ご要望等をお聞きしながら正副管理者会議の中で配分を決め、規則等も整備して参りたいと考えてございます。

〔「そんな話ダメだろうよ」と呼ぶ者あり〕

〔「そんな作り方ないわ」と呼ぶ者あり〕

〔「予算いくらでも組んでるんだから」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 次に、6番、高野要君。

○6番（高野要君） 6番、高野要でございます。私もですね、自治振興助成金の必要性について伺います。まあこういう自治振興助成金なんていうのはね、本来はどんどん管理者が答えるべきなんです。ね、高橋君何にも分かんないです。先日、私来ました。高橋君どういうふうに配分したりなんかするの。あと所長もいたか、誰かいたな。誰も分かりません、知りません。だからよく考えてみたら、市長の胸三寸なんです。そういう助成金どこにあります。事務局長心得ですよ。それと今言いましたけど100万円。36万円ずつ1地区で来たんで100万ぐらいなっちゃうでしょ。まだ皆さんと話し合いしなきゃ、皆さんもらうかも何かも分かんないじゃないですか。今、助成金ていうのはわかりますか。石岡市でもね、他の自治体でもコミュニティー以外はね全部ね、5%10%助成金は切られてるんです。そういう中で動いてるんです。

そういった中で何にも分からない、これからこれからって、事業というものはそういうものではない。ひどいといしか言いようがない。ね、市長よく聞きなさいよ。あんたが管理者なんだから。

〔「市民の税金ですよ」と呼ぶ者あり〕

○6番（高野要君） 何にも決めることはない、ただ場所に37万、3つだったら100万か。子供と一緒にしょ。島田管理者のところへは市民の方行ってますよ。お金はいらないんですよ。だから皆で仲良くやっていけるような形を作って下さいって言ってるんです。それが金欲しいとこあんならやっか。ふざけんじゃない、市民の税金だ。これ組合の利益から出してるんですか。違いますよ。石岡市の負担金でしょ、血税ですよ。谷島市長、分かりますか。市民の血税です。ここの利益で払っているわけじゃない。ということで、質問に入ります。

湖北環境衛生組合、つまりこのクリーンセンターがこの東府中に設置されてもう長い年月が経過しました。私の思うところでは50年、半世紀になります。この上の山にうんこを埋めてました。穴を掘ってね。そういった時から50年が経過しました。一度、私その中に埋まってね、死にはごったこともございます。施設が設置された当初において、地元3地区に対していわゆる迷惑料が支払われたと記憶しておりますが、地元住民の皆さんはそれから現在までの間、一般的に迷惑施設と呼ばれるこの施設と協調し、草刈りをし、そして職員と一緒に弁当を食べ、地域の発展に努力を積み重ねてきたわけであります。

そのような中、平成30年度ですね、この自治振興助成金の前にですね、先ほど申し上げましたが和解のところですね、草刈りで1つの嫌がらせを受けております。現在も続いています。5年です。そして草刈の方ももう少しでね、ようやく平和になるなという時に、何か分かりませんが平成30年度当初予算に突如として自治振興助成金なるものが計上されました。同時に上程された条例制定案によれば、その目的は先ほど申し上げておりましたが、し尿処理場に対する地元住民の理解と認識を深め、生活環境に関わる地区自治の振興を図るとのことでございます。私から見ると、5年前までは何にも無かったです。なぜ今更、し尿処理場に対する住民の理解と認識を深める必要なのか、私は不思議に思うわけであります。地域振興助成金、確かに、お金をあげるとすれば欲しい人もいるでしょう。

しかし皆さん、ここの迷惑料はいくら支払われているか分かりますか。島田副管理者は分かると思いますけども、8,000万ほど支払われております。それ以上まだ必要なんですか。それです、先ほど東府中の約80軒と同僚が言っておりましたが、これは約80%の方ですね、1軒1名ずつもらってきたんでしょうけど、助成金は不要だ、早くここを出て行ってくれという声を上げられました。まあ私もこのようなことで動いているわけでございますけども、同じ気持ちであると思って働かせていただいております。こういう施設の地元住民との共存というのは、私はお金をばら撒くことではないと思うんです。馬に人参をやるようなものではない。お互いがお互いを信頼し合い、共に地域全体を良くしていこうという気持ちを持つこ

とが何より重要だと思うわけでありませう。そのような住民が何回も副管理者の元へは訪れて
いると思ひます。誰も金をくれと言った住民はいない。

しかしながら、条例可決後のこの助成金の運用状況を聞きますと、組合のやっていることはお互いの信頼関係とは正反対。話を副管理者は聞いてくれます。しかし、やっていることは全く真逆、正反対のことでありませう。これ住民の皆さん、訪問された方は皆心にあると思ひます。信頼の破壊です。このような人たち相手にしてても仕方ねえ、自分たちで何かやるしかねえ、頼るだけ損だ。それと、一番問題はお金をいるとかいらぬ、ある地域にはやって、ある地域にはお金は知らない。地域の分断でありませう。この地域は、このし尿処理場だけの付き合いで生きてるわけじゃない。農業関係、商業関係、全部ございます。こういったものが、人間関係が壊されたんです。

ここで伺ひします。私は先ほど、今更と言ひましたけど、この助成金で何をどのようにしたいのか、この地域に。谷島管理者聞いてください。あのお金でこの地域をどのようにしたいのか。それでわずかなお金、目的ありましたよね、どのように実現していくのか。本来は違ひうでしょ。少ないわずかなお金でございますけど、福祉とか子供会とかそういったところに自由に使っただけであればありがたい。活性化でしょうよ、本当の地元の、福利厚生とか。それが電気代です。この件とですな、まあどれも質問いたしましたが、令和3年度の予算、最初50万円でね、あれしたわけございますけど、分からないうちに60万になって、60万が今年100万になっております。先ほど同僚が質問しまして理解しようと思ひたんですが、この100万がどうしても理解できない。内容不明。ですから、なぜ100万にしたのかをお伺ひしたいと思ひます。

それとですな、あと私は腑に落ちないのは、ここの地域にだけねお金で振り回してるんですが、皆さんもご案内のとおり、石岡斎場っていうのがございます。石岡斎場の方々に聞いてみたら、こんな助成金、話もされてないんです。なんだそんなものもらえぬのか。全部迷惑施設やってんだったら、ありがたいことだな。しかしながら違ひます。ここだけでお金払われて、行動を起こしてる。まあこのようなこと何点かですな、今伺ひしましたけど、これ管理者どのように考えてますか。100万についてもね、まだ10分あるからお話しますけど。

それじゃあ私がね、島田副管理者のそこへ行きました。公平に、皆さんに平等にというお話をしました。しかしながら、同僚が説明しても平等とかそういった言葉は返ってこない。明らかなんです。最初からそうです。ある地区にだけは金は払おうとしてるんじゃないですか。誰がそう思っても仕方ないでしょ。本来であれば、地区の人たちが仲良くできるように皆に、電気代であればね公平にねどこにも電気ありますから、分けたらいいんじゃないのとか、こんなふうになるかと思ひんですが違ひうんです。これは迷惑料じゃないですからね、振興助成金ですからね、迷惑料だと思ひて考えてやってるととんでもないですよ。迷惑料は迷惑料で払ってやってくださいよ。地域コミュニティーでしょ。自治振興でしょ。意味分かん

ないんですか。迷惑料と両方一緒にしちゃうから精査ができないんです。きちっと精査して地域の人たちが喜ぶようなね、私は条例も作るべきだと思いますよ。これ市長、条例読んだことありますか。ただ支出の限度額だけを市長ができるということであって、また算出根拠も何もないでしょ。めちゃくちゃです。

今何点かね質問しました。もう一度言ってあげます。分かんないと困るから。この助成金で何をどのようにしたいのか、条例に書いてある目的をどのように実現していくのか、それでそのためにこの助成金を実現しようとして創設したのかですね。それと、令和3年度の予算額を100万に増額した理由ですね。それと、なぜこの地区だけにお金をばら撒いて騒いでいるのか。斎場とかごみの方もございます。そういったとこの住民に対しては何なのか。何で放っておくのか。それともう1つ、ついでなんでね、地域で先ほど話が出ましたけども80軒もの人がお金いらないんだよと、お金不要だからなるべく早く出ていってこれって署名集めましたけど、これ管理者の皆さんはですねこれ握りつぶしました。こんな人のをですよ。住民の署名など握りつぶせるんですか。今日の請願はきちっとね、議会で諮ってくれておりますけど、市長とかへの要望とかそういうのは皆さん握りつぶせるんですか。前聞いた時、見てますと言いましたよね。それをきちっと認識していれば補助金でも何でもね、変わってくると思うんです。先ほど言っているように、個人的な感情でものをしてはまずいと思います。お友達、仲間行政は駄目なんですよ、行政は。私のように1人でも頑張る人いるんですよ。その辺のところ踏まえてですね、まだ時間あります。2回目大丈夫ですから、答弁をお願いします。

○議長（関口忠男君） 事務局長心得、高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） 先ほどの答弁と重複いたしますが、自治振興助成金の必要性につきましては、自治振興助成金条例の目的に規定されているとおり、し尿処理事業に対する住民の理解と認識を深め、生活環境に係る地区自治の振興を図るため必要であると考えてございます。

また、令和元年度に1地区のみの申請がございましたので、361,429円を交付いたしました。3地区からの申請を考えますと、令和2年度の予算額60万円では不足するため予算額を100万円に拡充した次第でございます。

以上でございます。

〔「はい、答弁が足りない。この助成金で何をどのようにしたいのか、具体的に。この目的どのようにして実現していくのか、何かあるでしょ。はい、議長、もう結構です」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 6番、高野要君。

○6番（高野要君） もうね、答弁もできないようなこのような有り様なんですよ。これが今の執行部です。恥ずかしいとは思いませんか。何で100万使うかが分かんないんですよ。条例とかなんかの目的読んだって知らないでしょ。どうするんだっていうことを言ってるの。ど

うなるんだって。それも答えられないんでしょ。だって市民の税金を100万使うんだったら、そのようなことはきちっと精査しておかないといけないじゃないですか。お金ですよ、これ。私はね、助成金良い事だと思います。皆さんが本当に必要であって、そのお金もある程度自由に使える。だから子供たちにもお年寄りにも幅広く使えるというようなものであったら、私はこれほど良いなということはないなというふうに思っております。しかしながら、もらっている状況を見ると街灯代がほとんどです。電気代についてはですね、ほとんどねどこでも今、石岡のコミュニティーとかなんかでやってますよね。だから間に合ってると思うんですよ。じゃあもう1度ね、2回目ね4分41秒ありますんでお伺いします。

まずですね、これ地元からの要望はあったのか。内容も含めて、3地区からこれだけのお金が欲しい、このようなことがやりたいということがあったのか。過去3年の経緯、どのように検証したのか、検証しなけりゃお金なんか出せないでしょ。これに際して、地元との協議やヒアリング当然のことなんです。相手が何欲しいか分かんない。子供でもそうでしょ。欲しくないもの買ってった時うれしくないんです。

3点目、この増額ですね、40万増額になってます。管理者はどのような結果を期待しているんですか。街灯をたくさんつけてもらうんですか。街灯なんかどどんつけらんないですよ。こんな助成金いつもらえなくなるか分かんないですよ。そんなにたくさん街灯つけたら後が大変。地元3地区への助成でなく、1地区、しかもその一部の住民の要望に応えるための私は増額ではないのか。なぜかという、80戸の人が反対している。それで、これは本当に総意ですかって聞いたたら、総意ですって副管理者は言っていました。私の友人に聞いたたら、区長さんが総意だと言ってたので総意です。そんな程度なんです。違うでしょ。皆さんにきちっと確かめないとイケないでしょ。管理者はあれですか、その地区の総会にでも出てたんですか。私はそのように思うんです。思われても仕方ないと思いますが。その辺のところをですね、これは管理者にお伺いします。

あと、令和2年度から石岡市でもコミュニティー活動補助金が創設されております。これ皆さんご案内と思います。それとですね、市長、重複しているのではないかと。二重の支出はまずいでしょ。その辺のこの検証はどうなっているのかね。

それより、これが最後の質問になります。時間もね、だいぶ超過してきましたので。やはり地域、迷惑施設の人たちには特段の配慮をし、そして何でもいいんです、お金なんか少なくとも多くても。公平性、皆さん平等ですよ。こういったこともきちっとすべきだと思うんです。それが地域がね、地域間交流に繋がるし、地域の人たちも潤うことに喜びを感じるんです。おめえとこな俺と仲良いからおめえにやるわ、とかね。だから地域のためにやってるんじゃないか。そういった話も出てくるんです。行政は違う、全く。きちっと管理者、人の心を掴んでね、皆さんに良かれと思われるような事業にすべきだと私は思います。

以上で2回目終わりますけども、答弁はお願いいたします。

○議長（関口忠男君） 管理者，谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

自治振興助成金の必要性につきましては，先ほど事務局長心得が答弁したとおりでございますけれども，このし尿処理事業に対する住民の理解と認識を深めて，この生活環境に係る地区自治の振興を図れるよう私としてもしっかりとこの事業を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔私が言ってるのは公平性だよ〕と呼ぶ者あり

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質疑は終了いたしましたので，これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。

なお，討論は，原案に反対の討論から始め，賛成討論，反対討論と交互に行います。初めに，反対の討論はございませんか。

6番，高野要君。

○6番（高野要君） 私は，議案第1号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計予算に反対する立場の討論をいたします。

私は先ほど，議案質疑においても，自治振興助成金について質問をさせていただきました。同僚議員からも質疑がございました。それらに対する組合当局の答弁を聞いておりましても，どうも私はこの自治振興助成金の必要性が理解できません。通常，このような補助金というのは，何らかの必要に迫られて予算化されるものではないでしょうか。例えば，交付対象となる団体から必要が強く訴えられ，組合としても対処したいんだとか，組合がこの補助制度を作らないと地元自治会がみんな解散してしまうんだとか，究極のことだと思えます。何かそういう理由がある本来だと思えます。

しかし，組合当局の答弁からは，何らそのような必要性は感じられない。ご案内のとおりであります。それなのに組合は，助成金の予算を増額までしている。どこの自治体だって，補助金は3年単位で補助金の必要性を検証し直しており，金額を引き下げたりしている。しかし，この組合はそんな検証もせず，ただ単に，お金をばら撒いておけば地元もうるさい事は言わないだろうという程度の浅はかな考えで予算を編成しているとしか感じられません。しかも，それをちゃんと運用するならまだましにも，その助成金で地元3地区を混乱に陥れ，皆を困らせている。それでちょっと地元が騒ぎ出すと，また予算を増やして，増額してお金をもっとあげるからいいでしょうとそのような感じです。それではあまりにも地元を馬鹿にしているのではないのでしょうか。誰もお金など欲しい人はいないんです。地元の皆さんは，お金が欲しくて組合をここに置いていいと言ったのではないです。地域のために必要な施設だと理解しているから，どこかへ置かなければ困る，どこかで受け入れなければ困る。そのような地

元の思いも理解しようともせず、単にお金をばら撒くような自治振興助成金は、私は到底納得できません。そのような経費に代表される令和3年度の組合予算全体にも納得できませんので、私は令和3年度の一般会計予算全体に反対の意思を表明いたします。議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（関口忠男君） 次に、賛成の討論はございませんか。

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第6 請願第1

○議長（関口忠男君） 次に、日程第6、請願第1・自治振興助成金交付に係る不公平な事務に関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、事務局より受理の経緯及び請願の概要等について説明を求めます。

事務局長心得、高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） 請願第1・自治振興助成金交付に係る不公平な事務に関する請願の受理の経緯及び概要についてご説明いたします。

本請願は、提出者として石岡市東大橋の井坂弘様、石岡市行里川の高橋照雄様、石岡市東府中の佐藤広文様、紹介議員として鈴木行雄議員、高野要議員、徳増千尋議員、鈴木康仁議員から令和3年2月8日付けで提出され、同日付で受理いたしております。

請願の概要でございますが、平成30年4月に湖北環境衛生組合自治振興助成金条例が施行されて以降、当組合が助成金交付に関して不公平な事務を行ったことによって行里川、東大橋両地区に不利益を生じたことを認め、謝罪すること。また、不公平な助成金交付事務により生じた行里川、東大橋両地区の不利益について何らかの補填措置を講じることを当組合議会に求めるものでございます。

以上が本請願の受理の経緯及び概要でございます。

○議長（関口忠男君） これ公平を不公平って言ったんだよ。訂正して。

○事務局長心得（高橋加通君） 申し訳ございません。一部訂正がございます。ちょっと読み違えてしまいまして、申し訳ございません。

請願の概要でございますが、平成30年4月に湖北環境衛生組合自治振興助成金条例が施行されて以降、当組合が助成金交付に関して公平な事務を行わなかったことによって行里川、東大橋両地区に不利益を生じたことを認め、という形で修正の方お願いいたします。

○議長（関口忠男君） 以上で説明は終わりました。

次に、本請願に対する質疑を行います。質疑は挙手によりこれを許します。

質疑はございませんか。

3番，村上泰道君。

○3番（村上泰道君） 3番，村上でございます。自治振興助成金交付に係る不公平な事務に関する請願ということで、請願の趣旨を確認するため事務局にお尋ねをしたいと思えます。

まず、請願趣旨にございます平成30年2月に制定をいたしました振興助成金の条例について、どのようにその条例を公布されたのか。当時の記録ですね、そちらを確認したいと思えます。

2点目としまして、こちらの中段辺りに、公平性について配慮がされるものというふうにかかれておりますけれども、この助成金を運用するにあたって公平性について事務局で配慮した点や取り組んで参った点についてご説明いただきたいと思えます。

そして、下段の方にですね、当時の組合管理者、まあ前石岡市長でございますが、事務職員に対して不適切な指示を行ったのではないかというふうに疑念を持たれているということでございますので、こういった事実があるのかについて3点お尋ねしたいと思えます。

○議長（関口忠男君） 事務局長心得，高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） お答えいたします。

自治振興助成金条例につきましては、組合公告式条例に基づき、構成市の掲示場5ヶ所に平成30年4月1日付けで掲示し、公布いたしました。

次に、公平性への配慮につきましては、申請期限である令和2年3月31日まで他の2地区からの申請を待ち、申請が無いことを確認してから361,429円を東府中地区への交付額として確定いたしました。

〔「ああ」と呼ぶ者あり〕

○事務局長心得（高橋加通君） 次に、不適正な指示の有無につきましては、そのような事実はございません。なお、監査委員による決算審査でも事務の不適正さを指摘されておらず、議会においても決算の認定をいただきました。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 3番，村上泰道君。

○3番（村上泰道君） 管理者に最後ちょっとお尋ねしたいんですけれども、ただ今、条例の交付については逆に条例に則って構成市内5ヶ所に平成30年4月1日から公示されたということで、そういう意味では3地区含めて平等に、条例に則った対応をされたということで確認できました。

2点目として、公平性について年度末日まで申請を待ったうえで、正副管理者において交付額を決定させたということでありましたので、こちらの先般の定例会においても一般質問で確認いたしましたけれども、当時としても最大限の配慮を行っていたということが当時も確

認いたしまったので、逆に当時も申し上げましたとおり、今後運用について柔軟性また公平性に則った対応をしてほしいということで申し上げましたので、この令和3年度、ただ今新年度予算が議決されましたので、この運用について真摯に取り組んでいただきたいと思います。

3点目ということですが、不適切な事務処理の指示についてでございますけれども、こちらの交付金については前回の定例会において、令和元年度の決算事項で監査委員の、今事務局もありましたけれども、指摘もありませんでしたし、議会の審議、議決においてもこれらの指摘事項もなく、事務処理には一切の不備は無かったというふうに私としては認識いたしましたので、まあこれらを踏まえて、この請願を受けた事務局として管理者にご所見を伺いたいと思います。

○議長（関口忠男君） 管理者、谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 不適正な指示の有無につきましては、そのような事実はございません。なお、監査委員による決算審査でも事務の不適正さは指摘されておらず、議会においても決算の認定をいただいたことから、今後とも真摯に取り組んで参りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 他にございませんか。

6番、高野要君。

○6番（高野要君） 今ですね、同僚から質問されてまして答弁ございました。そういった中で事務局長心得、まあ心得だからね、よく分かんないのかもしれないけど、先日の議会でね、きちんとね皆さんにね、周知しなかったということで謝罪までしてるでしょ。それが今度のこの議会になると、何ですか。今言った言葉覚えてますか。2地区から申請が無かった。今手落ちが無かったって管理者言いましたよね。これは大きな問題ですからね。いいですか。何を馬鹿なことを言ってるんですか。ちゃんと謝ったじゃないですか、この間。それが2地区から申請が無かった。申請が無かったじゃないでしょう。後ろに住民の方来てますけど、あなた達は周知、告知してないんですよ、この地区に。市長、これは大きな問題ですからね。今あなたが答弁したのは。そう簡単には。先日は謝ってたんですよ、あなたは。今回は何ですか、開き直って。高橋さん、じゃあ2地区には周知したんですか。3地区に周知して、来なかったのは来なかっただ。管理者がしみじみしないからこういうことになるんですよ。今の答弁聞いて呆れません。2地区には周知しなかった、告知しなかった、きちっと語ってる。この予算議会では何ですか。事務局長、あなたの答弁問題ございますよ。議事録返してごらんください。告知してない、周知してないとありますから。

これじゃあ、管理者に聞きますけど、周知も受けていない、そういった中で何を判断して申請はするんですか。その申請の仕方を教えてください。皆さんに伝えなきゃいけない。しらばくれた議会やってるんじゃない。悪けりゃ悪いでいいんだよ。しかし何ですか。周知も

しない、告知もしないでにおいて。2地区から申請が無かったので1地区に払った。分からない人が申請できますか。もういい塩梅の組合やめなさいよ、これ。こんな組合解散して。何にもごさいませんなんて、よく管理者言えるな。それでも管理者ですか。周知してないんだよ。告知してないんだよ。だったら、どうやって申請ができるんだよ。お願いができるんだよ。それ違うんですか。高橋さん、何を言って逃げてもいい。ただ、だけど。

○議長（関口忠男君） 高野議員、あのこれは質疑でございますので。

○6番（高野要君） 分かってるよ。

○議長（関口忠男君） 討論ではございませんので。

○6番（高野要君） じゃあその辺のところね、お伺いします。周知しないで、周知を受けていないと。あなたは受けていると言います。これ周知を受けていないっていう人にどのような責任を取りますか。お伺いします。責任の問題です。

○議長（関口忠男君） 事務局長心得、高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） 2地区への周知も含めまして、当時3地区全てにおいて周知の方の通知等は差し上げなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 6番、高野要君。

○6番（高野要君） じゃあね、1地区にだけ知らせたんですね。私あの公開質問状でもらって持ってますけど、1地区にだけはね、平成30年に知らせましたということですね、区長さんとお話しましたということで持ってるんですけど、それはなぜ1地区にだけなんですか。そうすると答弁とちょっと食い違いが出るかと思うんですが、その辺のところ。やはりあの、ちょっと虚偽はね、まずいかと思うんでね、正しく。お伺いします。

○議長（関口忠男君） 事務局長心得、高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） 3地区の方にこう周知の方を通知等でできなかったところでございまして、1地区のみに周知というような事実はございません。

以上でございます。

〔「え」と呼ぶ者あり〕

〔「事実、違う。ちょっといいですか、1こ。事実があるんですよ、もらって。今泉市長から、1地区にだけ説明しましたっていうのがね。だから」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 事務局長心得、高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） 申請に見えられた中でのご説明という形でご説明差し上げたというようなところはあるかと存じます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 他にございませんか。

1番、鈴木康仁君。

○1番（鈴木康仁君） 今の事務局長心得の答弁を聞いてましてですね、先ほどの私の議案質疑と被ってしまうんですけども、もしあの5ヶ所の公示だけで良いとなれば、今後も説明することはないという解釈ですかね、その3地区に対して。先ほどは3地区に対して、意見を交えながら説明していくと言いましたが、5ヶ所の公示で不備はないと言うのであれば、まあする必要はないし。何が欠けてるかって、逆ですよ、私は思うんですけどね、事務局長。思いやりですよ。ここが迷惑施設で、これから一緒にやっっていこうという、その為のこの交付金じゃないですか、助成金じゃないですか。これ関わるかどうか分かんないですけど、その3地区、先ほどは説明して回るというような回答で解釈してたんですけど、5ヶ所のあれだけでよろしいんですかね。公示だけで。

〔ちゃんと説明すればいいんだよ、3ヶ所に。理屈じゃねえだろ〕と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 事務局長心得、高橋君。

○事務局長心得（高橋加通君） 当時、3地区全てに周知できなかったことに関しましては、大変申し訳ございません。5ヶ所に公示のみの形となっております。今後につきましては、先ほどの予算の部分でも触れさせていただきましたけれども、3地区全てに周知の方を徹底して参りたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 他にございませんか。

〔やってねえっつうことなんだよ、何にも〕と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 以上で質疑は終了いたしましたので、これをもって請願に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は挙手によりこれを許します。

なお、討論は、反対の討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。初めに、反対の討論はございませんか。

3番、村上泰道君。

○3番（村上泰道君） 自治振興助成金交付に係る不公平な事務に関する請願に対しまして、反対の立場から討論を行いたいと思います。

先ほど確認いたしました質問で、請願の前提となっている組合事務手続きについて、まあそこに一切の不備は確認できず、よってそれに伴う各地区に対しての公平性に欠ける事案もなく、さらに不利益を生じることもないということでございます。従って、請願内容について、その妥当性はないというふうに考えるものであります。

また、令和元年度の助成金交付事案について、公平性を欠いていると捉えられる内容についてすでに議決している決算内容を否定しかねなく、組合議員として自らの職責を果たしていないと認めてしまうことになりかねないというふうに考えました。

よって、自治振興助成金交付に係る不公平な事務に関する請願採択について反対するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、反対の討論といたします。

○議長（関口忠男君） 次に、賛成の討論はございませんか。

6番、高野要君。

○6番（高野要君） 私は賛成の立場からですね、討論します。先ほどから議論を聞いておりますけども、やはりこういったものは、やはり公平公正。皆さんには平等にということが基本だと思います。しかしながら、事務局長の話聞いても、5ヶ所に公布しました、3ヶ所とも連絡しております。しかしながら、私は1ヶ所の連絡というのを前市長の今泉氏より、平成30年に区長に説明したというようなものもいただいております。私はですね、こういったこと起きた場合には、問題ないとかそういうことも決着としてはいいですよ。

しかしながら、どうです。お金を本来はもらえる人に払わない、それで1地区だけ。連絡もしなかった、何もしなかった、謝罪もしておりません。謝罪はするべきだと思いますし、私はまた皆さんも税金払っておられます。石岡の市民であります。そういったことを公平に考えた時には、何らかの応分の負担、金をくれとは言っていない。そこには話し合いを求めているわけでありまして。こういったとこの市民の本当の訴え、これまでを切り捨てるならば早くここは出ていくべきです。もう50年です。小美玉にもかすみがうら市にも立派な土地があります。川もあります。善悪の判断が付かない、そういうことであれば1日も早く、この地区の住民を私は楽にさせてあげたい。こういう問題からも解放させてあげたい。

今回の私はこの、何だっけ、請願、私は受け入れて、きちっと前向きに話し合うべきではないかなと。謝罪はするのは当然です。感謝、謝罪もできないようでは、石岡の長とは言えない。市民は苦しめるものではない。あなたが市民を守るんだよ。わたしと同じここバッチ付けてますよね、SDGsっていう。1人も取りこぼさない。あなたは議会によく言います。それも私は取りこぼしません。もう取りこぼしてんじゃないですか。いつも目つぶって、最後にはお話しません。それが一番得でしょ。しかしながら、今回の場合は私は許すわけにはいかない。やはり皆さんの切実な声、どうか議会の皆さん、議員の皆さん、本当にささやかな住民の願いでありますので、ご賛同を賜りたいと思います。よろしく願いいたしまして、私の討論を終わりにします。

○議長（関口忠男君） 他にございませんか。

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

請願第1・自治振興助成金交付に係る不公平な事務に関する請願についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。請願第1を採択することに賛成の方は、起立願います。

起立少数であります。よって、請願第1は、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしましたので、これをもって、令和3
年第1回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労様でした。

午後 4 時 27 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 関 口 忠 男

署名議員 徳 増 千 尋

署名議員 高 野 要